

伊賀市告示第 275 号

伊賀市 1 か月児健康診査受診費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市 1 か月児健康診査受診費用助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生後概ね 1 か月頃に受診する健康診査（以下「1 か月児健康診査」という。）の受診に要する費用を助成することにより、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、当該児の保護者の経済的負担を軽減するため、伊賀市 1 か月児健康診査受診費用助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 1 か月児健康診査を受診する乳児（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により伊賀市の住民基本台帳に記録されている令和 6 年 4 月 1 日以後に出生した乳児であつて、1 か月児健康診査を受診する時点において、出生後 27 日を超え、生後 6 週に達しないものに限る。以下同じ。）の保護者
- (2) 一般社団法人伊賀医師会を代理人として伊賀市と 1 か月児健康診査委託契約（以下「健康診査委託契約」という。）を締結した医療機関以外の医療機関等（以下「実施医療機関」という。）で乳児に 1 か月児健康診査の受診をさせ、かつ、当該受診の費用を負担した者

(対象となる健康診査項目)

第 3 条 助成金の交付の対象となる健康診査は、実施医療機関において乳児が受診した 1 か月児健康診査であつて、次に掲げる項目を実施するものとする。ただし、保険診療

で受診する場合は、助成金交付の対象としない。

- (1) 身体発育状況
- (2) 栄養状態
- (3) 疾病及び異常の有無
- (4) 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認
- (5) ビタミンK₂投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与
- (6) 育児上問題となる事項

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象者が受診をさせた1か月健康診査の受診費用の額とし、健康診査委託契約に定める1か月健康診査1回当たりの委託料単価を限度とする。

(助成の交付の申請書の様式等)

第5条 助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市1か月児健康診査受診費用助成申請書(様式第1号)に1か月児健康診査の結果が記録された母子健康手帳及び1か月児健康診査に係る受診費用の領収書を添えて、当該1か月児健康診査を受診した日から90日以内に行うものとする。ただし、当該期間内に申請できなかったことについて相当の理由があると市長が認めるときは、この限りではない。

(助成金の交付の決定及び額の確定等)

第6条 市長は、規則第5条第1項の規定により助成金の交付を決定するときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による助成金の交付の決定及び助成金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市1か月児健康診査受診費用助成金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

3 規則第7条第2項の規定による助成金を交付しないことの通知は、伊賀市1か月児健康診査受診費用助成金不交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(助成金の終期)

第7条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。
(令和6年度の助成金の特例)
- 2 令和6年4月1日から令和6年9月30日の間に1か月児健康診査の受診の費用を負担した乳児の保護者は、第2条第2号の規定にかかわらず、健康診査委託契約を締結した医療機関において1か月児健康診査を受診した場合であっても、助成金の交付の申請をすることができる。
- 3 令和6年4月1日から令和6年9月30日の間に1か月児健康診査を受診した乳児に係る助成金の交付の申請については、第5条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までに
行うものとする。

伊賀市告示第 276 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 6 年 10 月 1 日付けで現金取扱員を任免したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

現金取扱員

1. 任命する者

| | | |
|------|-------|------------------|
| 技術職員 | 磯矢 瞳 | 健康福祉部健康推進課現金取扱員 |
| 事務職員 | 西堀 昌子 | いがっこ給食センター夢現金取扱員 |

2. 免ずる者

| | | |
|------|-------|-----------------|
| 事務職員 | 平岡 美香 | 健康福祉部健康推進課現金取扱員 |
|------|-------|-----------------|

伊賀市告示第 277 号

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱（平成 28 年伊賀市告示第 175 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 5 号中「とき」の次に「。ただし、公共の福祉を目的とする転貸であつて、市長が認めるときは、この限りでない」を加える。

様式第 6 号を次のように改める。

【様式第 6 号】

附 則

この告示は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 278 号

伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 10 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（令和 6 年伊賀市告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

附則中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

附 則

この告示は、令和 6 年 10 月 22 日から施行する。

伊賀市告示第 279 号

道路の供用開始に関する告示

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

| 整理 番号 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|--------------|-------|--|------------------|
| 2 級 11221 | 市部界外線 | 起点 伊賀市市部字東山 2250 番 1 地先 終点 伊賀市市部字東山 2305 番 5 地先 | 令和 6 年 10 月 22 日 |